

公共工事に要する経費の前金払取扱要領

(総 則)

第1条 市が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定による前金払の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(前金払の支払基準等)

第2条 公共工事（以下「工事費」という。）の前金払は、次表左欄に掲げる工事等について行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

工 事 等	割 合	充当経費
(工事) 1件の請負代金額が130万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	請負代金額の10分の4以内。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
(設計又は調査) 1件の請負代金額が130万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査。	請負代金額の10分の3以内。	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。
(測量) 1件の請負代金額が130万円以上の測量。	請負代金額の10分の3以内。	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。
(機械類の製造) ア 請負代金額が3,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造。 イ 当該請負契約中に単価1,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む製造。	請負代金額の10分の3以内。	当該工事用機械類の製造に必要な経費。

(保証証書の寄託)

第3条 前金払をしようとするときは、相手方をして、法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

(工事等の内容の変更に伴う前払金の増減)

第4条 工事等の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金額を増額した場合においては、増額後の請負代金額に第2条に規定する割合を乗じて得た額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金額を増額することができる。

2 工事等の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金額を減額した場合において、支払済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（設計又は調査若しくは測量又は工使用機械類の製造の請負契約にあつては、10分の4）を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、工事の請負契約にあつて超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。

(保証契約の変更)

第5条 前条第1項の規定により支払済みの前払金に追加してさらに前金払をしようとするときは、相手方をして、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

2 前項に定める場合のほか、請負代金額を減額した場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに寄託させなければならない。

(部分払)

第6条 前金払をした工事等について部分払をする場合の金額は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、請負代金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

$$\text{請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

2 前項の部分払は、当該工事等の既済部分が全工事等の10分の5以上あるものについて行うものとする。

(債務負担行為に係る契約の前金払)

第7条 債務負担行為に係る契約の前金払は、第2条の規定にかかわらず、当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下同じ。）に対して行うものとする。この場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	請負代金額の10分の4以内。	当該会計年度の出来高予定額の10分の4以内。
	請負代金額の10分3の以内。	当該会計年度の出来高予定額の10分の3以内。

第3条	工事等の完成時期	工事等の完成時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）
第4条	請負代金額	当該会計年度の出来高予定額
第6条 第1項	$\frac{\text{請負代金相当額} \times \text{前払金額}}{\text{請負代金額}}$	$\frac{\text{請負代金相当額} \times \text{前年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額} - [\text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})]}{\text{当該会計年度前払金額}}$ $\times \text{当該会計年度の出来高予定額}$
第6条 第2項	当該工事等の既成部分	当該工事等の当該会計年度の出来高の請負代金相当額
	全工事等	当該会計年度の出来高予定額

（義務違反等による前払金の返還）

第8条 前金払を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を当該工事等以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事等の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

（端数計算）

第9条 この要領に基づき前金払する場合における前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 この要領に基づき部分払する場合における部分払の金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 この要領は、平成9年4月1日から実施し、平成9年4月1日以降から発注する工事等に適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から実施し、平成28年4月1日以降から発注する工事等に適用する。